

亀山市 ICT 利活用計画

平成 29 年 4 月



亀山市

目次

第1章 計画の概要	1
1節 計画策定の趣旨	2
2節 計画の位置づけ	3
3節 計画期間	4
第2章 背景と課題	5
1節 ICTの進展	6
2節 国の取り組み	11
3節 亀山市のこれまでの取り組みと課題	13
3-1 亀山市のこれまでの取り組み～情報化計画の実施状況～	13
3-2 亀山市におけるICTの課題	13
第3章 基本理念とビジョン	15
1節 基本理念と3つのビジョン	16
1-1 基本理念	16
1-2 3つのビジョン	17
2節 ビジョンに基づく施策の方向性	18
2-1 ビジョン1 誰もが実感できる行政サービスの実現	18
2-2 ビジョン2 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築	19
2-3 ビジョン3 スリムで持続可能な行政運営への変革	19
第4章 行政情報システム最適化指針	21
1節 行政情報システム最適化指針とは	22
2節 行政情報システム最適化指針	23
2-1 行政情報システム最適化指針のポイント	23
2-2 情報システムのスリム化と戦略的投資	23
2-3 安全・安心な情報システムの運用	24
第5章 ICT利活用計画の推進	25
1節 推進組織及び体制	26
1-1 推進組織	26
1-2 推進体制	27
1-3 進捗管理	27
2節 ICT利活用推進のための人材育成	28

第1章 計画の概要

本章では、「亀山市 ICT 利活用計画」における計画策定の趣旨、位置づけ、計画期間について説明します。

1節 計画策定の趣旨

2節 計画の位置づけ

3節 計画期間

1節 計画策定の趣旨

亀山市では、平成20年度に「亀山地域力エンパワーメントプラン-亀山市IT戦略計画-」を策定し、行政や地域の情報化を推進してきました。この計画では、市としての情報化を「まちづくりを支える一つの手段」と認識し、「地域全体を力強く発展させる『次世代まちづくり基盤』の構築」を基本理念として、IT（情報技術）¹活用を推進してきました。

このような中、高度情報通信ネットワーク社会の醸成により、スマートフォン²やタブレット端末³の普及拡大、ソーシャルメディア⁴やクラウドコンピューティング⁵の利用拡大、オープンデータ⁶やビッグデータ⁷の活用、人工知能⁸の進歩やIoT（モノのインターネット）⁹時代の到来による第4次産業革命¹⁰の波など、ICT（情報通信技術）¹¹を利活用した場面の多様化、高度化により、様々なコミュニケーションが可能となり、市民生活や経済活動に大きな変化が起きつつあります。

また、過去の災害を教訓とした地域防災、マイナンバー制度にともなう新たなサービスの展開、少子高齢社会を見据えた対策、教育の情報化、地方創生¹²など、行政が抱える諸課題に対して、ICTを有効に利活用して、解決につなげていくことが求められています。

そこで、これまでの計画の成果や課題を踏まえながら、「第2次亀山市総合計画（以下「総合計画」という。）」の実現をICTの面から下支えするとともに、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対し、市のICT利活用に新たな視点で取り組むため、「亀山市ICT利活用計画」（以下「ICT利活用計画」という。）を策定し、市のICTの効果的かつ効率的な利活用を進めます。

¹【IT（情報技術）】[Information Technology] 情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用したコンピュータなどの機械や器具及びその内部で動作するコンピュータプログラム（ソフトウェア）を用いて情報を扱う技術のこと。

²【スマートフォン】コンピュータの機能を併せ持った携帯電話。汎用のOSを搭載し、利用者が後からソフトウェアなどを追加できるようにになっている機種を指す場合が多い。

³【タブレット端末】コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指で触れて行うタイプの製品のこと。また、特に、そのような製品のうち、スマートフォンと共通のOSやアプリケーションソフトを使用する製品のこと。パソコンと共通のOSなどを用いる製品は「タブレットPC」と呼ぶ場合がある。

⁴【ソーシャルメディア】インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

⁵【クラウドコンピューティング】インターネットを経由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバなどの各種リソースを利用するサービスの総称。

⁶【オープンデータ】機械判読に適したデータ形式を、二次利用が可能な利用ルールで公開すること。

⁷【ビッグデータ】従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。

⁸【人工知能】人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。

⁹【IoT（モノのインターネット）】[Internet of Things] 様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され（単につながりだけでなく、モノがインターネットのようにつながる）情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

¹⁰【第4次産業革命】人工知能やIoT、ビッグデータを活用することで、産業構造を大きく転換しようという取り組みのこと。

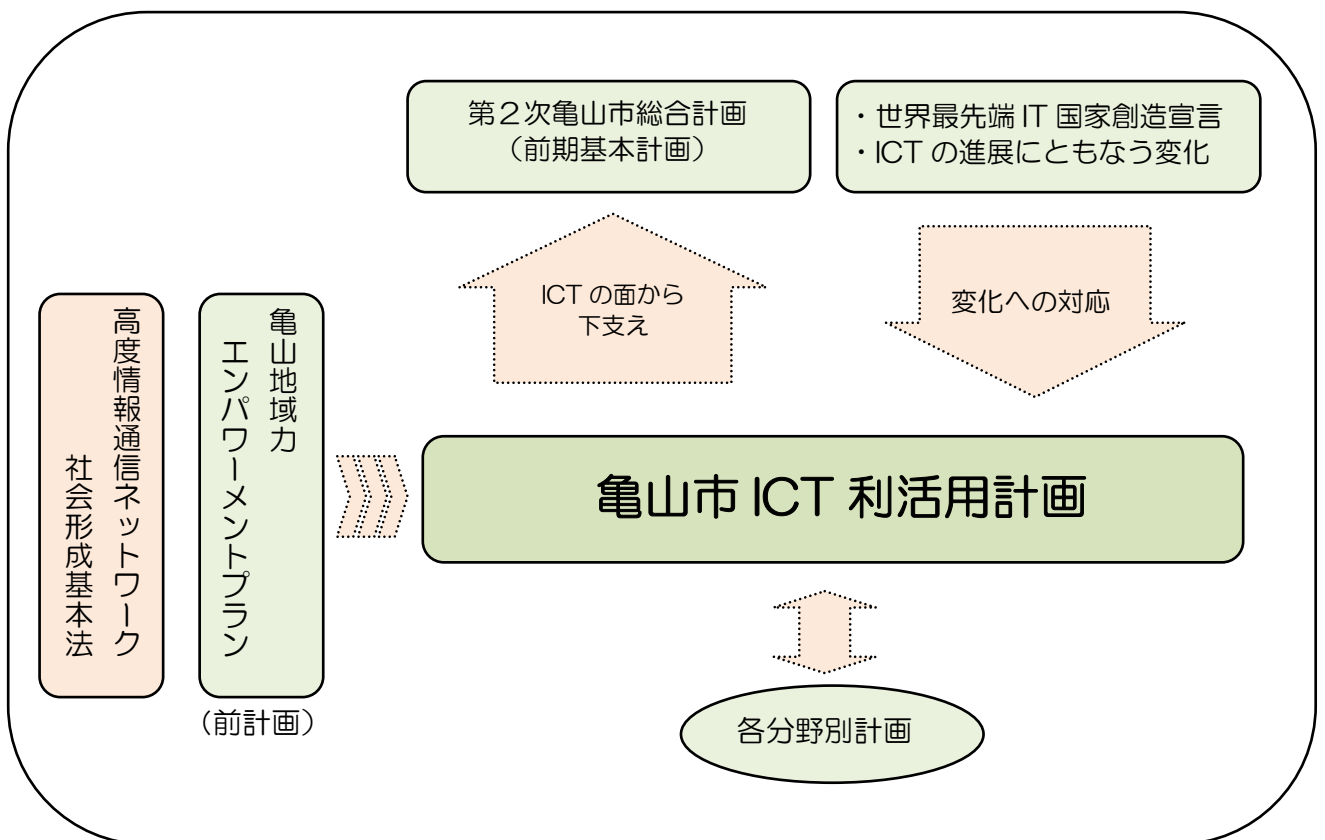
¹¹【ICT（情報通信技術）】[Information and Communication Technology] 情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT」に代わる言葉として使われている。海外では、ITよりICTのほうが一般的である。

¹²【地方創生】国内の各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくること。魅力あふれる地方のあり方を築くこと。

2節 計画の位置づけ

ICT 利活用計画は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第11条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施するための個別計画として位置づけます。なお、本計画は、市の総合計画及び関係する分野別計画との整合を図るものとします。

【図表】 ICT 利活用計画の位置づけ




3節 計画期間

計画期間は、「総合計画前期基本計画」の計画期間と合わせ、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて改定を行います。

【図表】ICT利活用計画の計画期間

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
第2次亀山市総合計画 (前期基本計画)					
亀山市ICT利活用計画					

第2章 背景と課題

本章では、ICT利活用計画策定にあたって意識した、背景や国の取り組みについて整理しています。

また、本市のこれまでの取り組み等を確認し、ICTを利活用する上で今後取り組むべき課題を整理しています。

1節 ICTの進展

2節 国の取り組み

3節 亀山市のこれまでの取り組みと課題

1節 ICTの進展

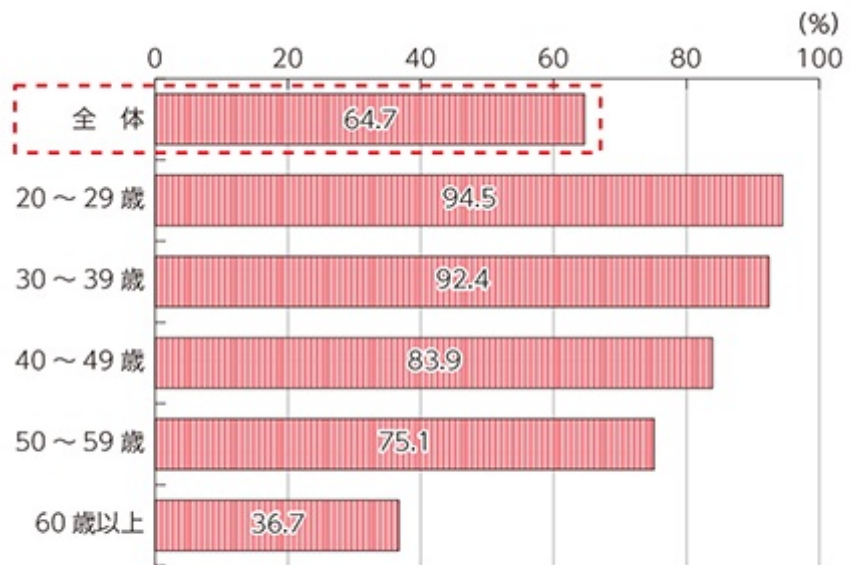
ICTは日々進展しており、ICTを利活用した各種サービスは市民生活や経済活動に変化をもたらしています。また、ICTは、従来のように情報提供や作業効率化を図るためのものから、様々な課題を解決するためのものへと変化してきています。

「ICT利活用計画」においては、このようなICTの動向を踏まえ、未来を見据えたものとし、ICTの動向の変化に対応できる推進体制を構築する必要があります。

(1) ICT利用環境の変化～多機能端末の普及～

近年のICTの利用環境の変化により、いつでも、どこでも、誰でも、容易にICTを活用することが可能な状況になりつつあります。とりわけ、無線通信の高速化により、スマートフォンやタブレット等、多機能端末（スマートデバイス）¹³の普及が拡大しており、インターネット¹⁴を利用した様々なサービスの利用が可能となっています。

【図表】スマートフォンの保有状況



※当該比率は、世帯全体におけるスマートフォンの保有割合を世帯主の年齢階層別に示したものである（無回答を除く）。

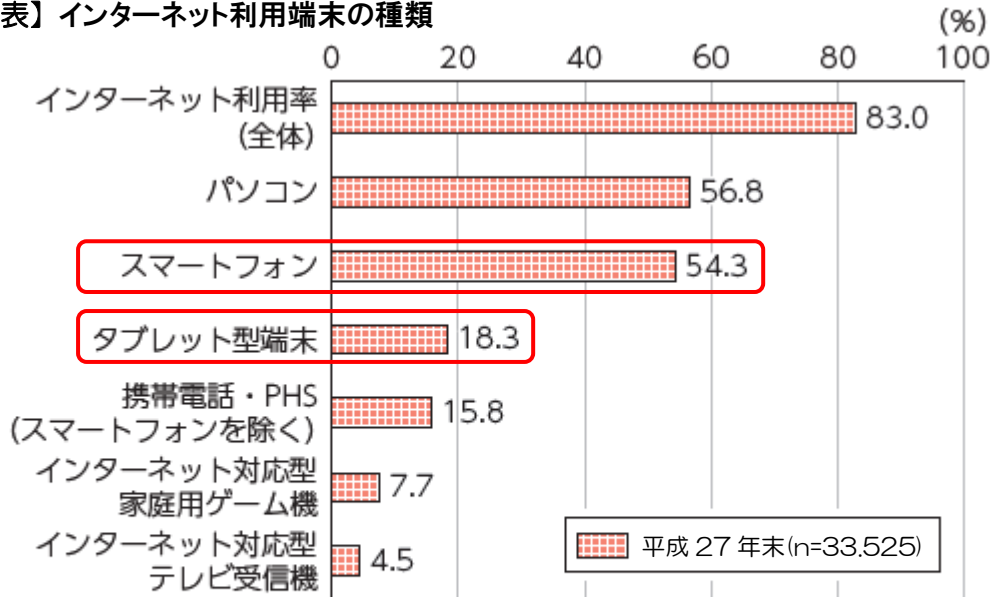
（出典）平成26年通信利用動向調査（世帯編）

（総務省「平成27年版情報通信白書」より抜粋）

¹³ 【スマートデバイス】携帯型パソコン（ノートPC）以外で、予め用途や機能が固定されておらず、ソフトウェアや周辺機器を追加したり入れ替えることで様々な用途に利用できる、個人用のコンピュータ製品の総称。厳密な定義はないが、一般的にはスマートフォンやタブレット端末などの総称という意味で用いられる。

¹⁴ 【インターネット】共通の通信仕様を用いて全世界の膨大な数のコンピュータや通信機器を相互につないだ、巨大なコンピュータネットワーク。Web（ウェブ）や、電子メールなど

【図表】インターネット利用端末の種類



※当該端末を用いて平成 27 年の 1 年間にインターネットを利用したことのある人の比率を示す。

(出典) 総務省「通信利用動向調査」

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

(総務省「平成 28 年版情報通信白書」より抜粋)

(2) 新たなサービスの拡大～ソーシャルメディアの普及～

ICT の利用環境の変化とあわせて、ICT に関するサービスが多様化しています。なかでも、インターネットを活用した、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)¹⁵等をはじめとする、誰もが参加できる情報交流の仕組み (ソーシャルメディア) の普及が拡大しています。これらのサービスは双方向のコミュニケーションが可能であり、行政においても、市民との協働を生み出すことができるツールとして注目されています。しかし、ソーシャルメディアの拡大は、インターネット上のトラブル (炎上¹⁶、情報漏えい¹⁷、成りすまし¹⁸、いじめ¹⁹) などの問題が指摘されており、情報リテラシー²⁰と情報モラル²¹の向上等に努めていく必要があります。

¹⁵ 【ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)】人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。SNS の機能や構成は多様化が進んでいるが、典型的な SNS によくある基本的な機能としては、自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、互いにメールアドレスなどを知られること無く別の会員にメッセージを送る機能、などがある。

¹⁶ 【炎上】インターネット上のブログなどでの失言に対し、非難や中傷の投稿が多数届くこと。また、非難が集中してそのサイトが閉鎖に追い込まれることを比喩的に表したもの。

¹⁷ 【情報漏えい】企業や団体・公的機関等の所持する顧客情報や取引情報、経営情報などの機密情報が、盗難や不注意により外部に流出すること。

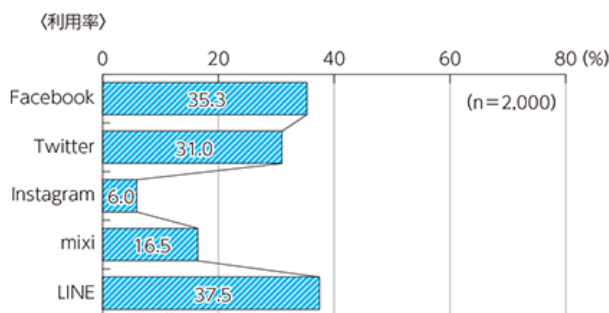
¹⁸ 【成りすまし】ネットワーク犯罪の手法の一つで、他人のユーザ ID やパスワードを盗用し、その人のふりをして悪意ある行動を行うこと。本来は本人しか見ることができない機密情報を盗み出したり、悪事をはたらいてその人のせいにしたりする。

¹⁹ 【いじめ】パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の人の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板、ブログなどのコミュニティサイト上で行われるいじめ。

²⁰ 【情報リテラシー】インターネット等の情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、情報やデータを活用するための能力・知識のこと。

²¹ 【情報モラル】人が情報を扱う上で求められる道徳。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することが無いよう身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。

【図表】 代表的なSNSの利用率



総務省「平成 27 年版情報通信白書」より抜粋)
(出典) 総務省「社会課題解決のための新たな ICT
サービス・技術への人々の意識に関する
調査研究」(平成 27 年)

(3) 災害に強い新たな技術の進展～クラウドコンピューティングの台頭～

ネットワーク環境や仮想化技術²²の進展にともない、情報システムは、「所有するもの」から「利用するもの」へ変化しつつあります。

とりわけ、サーバ²³などの機器類を保有せず、ネットワークを介してソフトウェアを利用するクラウドコンピューティングの利活用が拡大しています。クラウドコンピューティングには、様々な形態がありますが、サーバを自己保有する必要がないため、相応のコスト削減が期待できます。

また、堅牢かつセキュリティ対策が施された遠隔地のデータセンター²⁴を利用することにより、たとえ業務を行っている所が被災したとしても大切な情報を守ることができる上、他の場所から業務を再開できるなど、事業継続の観点からも有効であると考えます。

これらのメリットが期待できることから、地方公共団体においても、クラウドコンピューティングの活用が拡大しています。(平成 27 年 4 月 1 日時点で、全国の市区町村のうち 730 団体がクラウドコンピューティングを導入。)

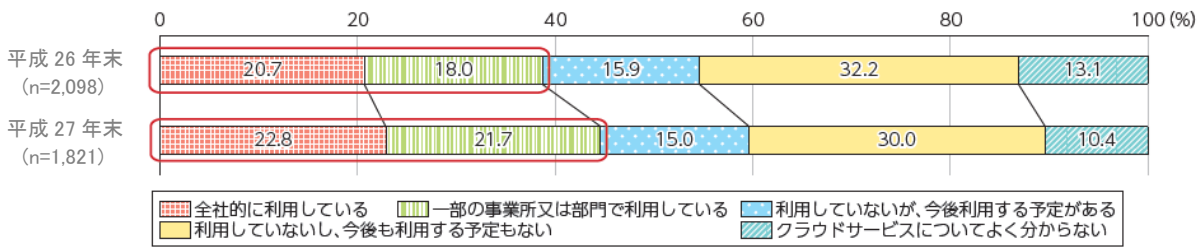
一方で、クラウドコンピューティングの活用については、ネットワーク上のリスク対策や通信回線の信頼性の確保に留意するとともに、費用対効果等を考慮したうえで進める必要があります。

²² 【仮想化技術】 システムの構成を、利用者から見た機能に影響を与えずに、柔軟に変えられる仕組みのこと。複数のサーバを 1 台のサーバのように稼働させるなどがある。

²³ 【サーバ】 ネットワーク上で、情報を蓄積したり、他のコンピュータにサービスや情報を提供したりする様々な業務を内容に応じて分担し集中的に処理するコンピュータのこと。

²⁴ 【データセンター】 インターネット用のサーバやデータ通信、固定・携帯・IP 電話などの装置を設置・運用することに特化した建物の総称。

【図表】クラウドサービスを利用している企業の割合



(出典) 総務省「通信利用動向調査」
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

(総務省「平成 28年版情報通信白書」より抜粋)

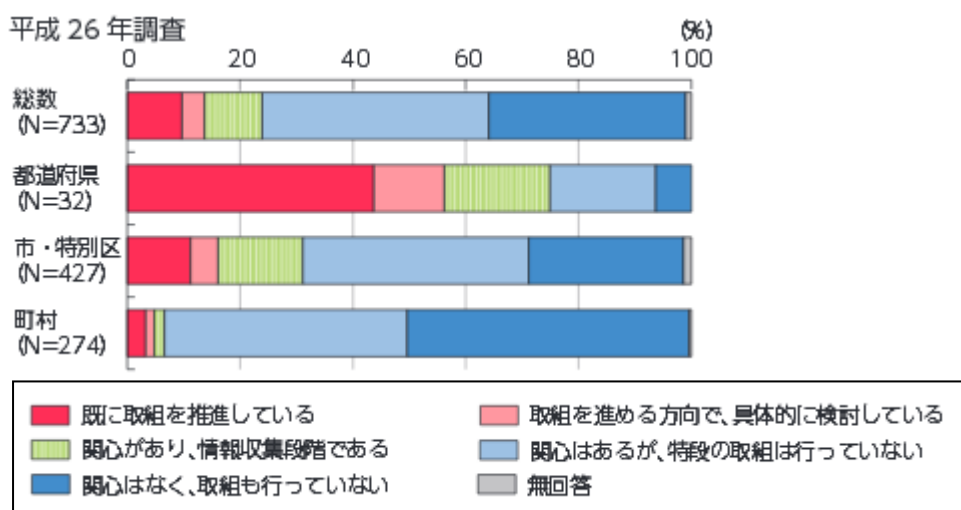
(4) ICT を活用した課題解決～オープンデータ利活用の促進～

ICTの進展にともない、様々なデータの収集や解析が可能となったため、そのデータを活用し、新たな創造や課題解決等を促す取り組みの一つとして、オープンデータの利活用が進んでいます。

オープンデータとは、公共機関などが保有するデータを機械判読に適したデータ形式で公開し、誰もが二次利用できる仕組みであり、行政の透明性や信頼性を確保するとともに、公開データの活用により、地域の課題解決や地域経済の活性化につながることを期待されています。

また、行政だけでなく民間事業者等が保有するデータがオープン化され、それらを社会全体で共有し融合させることにより、さらなる課題解決が期待できます。

【図表】地方公共団体のオープンデータへの取組状況



(総務省「平成 26年版情報通信白書」より抜粋)

(5) 第4次産業革命の波～IoT・ビッグデータ・人口知能～

センサー・CCDカメラ²⁵・GPS²⁶などのICT機器類やデジタル情報家電²⁷が広く社会に浸透してきています。それらの「モノ」が、インターネットを介してつながるIoT（モノのインターネット）が急速に進んでいます。

IoTにより、それを通じて収集、蓄積される、いわゆるビッグデータが人工知能により分析され、その結果を活用することで、今まで想像できなかったような商品やサービスが次々と世の中に登場するといった、第4次産業革命の波が想像以上のスピードで押し寄せてきています。

²⁵ 【CCDカメラ】 光信号を電気信号に変換する固体撮像素子（撮像板）として CCD（電荷結合素子）を用いたテレビカメラ。

²⁶ 【GPS】 人工衛星からの電波を利用して正確な軌道と時刻情報を取得することにより、現在位置の緯経度や高度を測定するシステムのこと。

²⁷ 【デジタル情報家電】 インターネットなどネットワークに接続できる通信機能を備えたテレビや冷蔵庫、エアコンなどの家電製品のこと。

2節 国の取り組み

国では、昨今の ICT の進展を踏まえて、「世界最先端 IT 国家宣言」等を策定しており、その取り組みは本市の ICT 利活用にも影響を与えるものです。

「ICT 利活用計画」では、その取り組みに対応できるよう、注視しながら進めていく必要があります。

(1) 「マイナンバー制度」の活用

マイナンバー制度は、国民一人ひとりが一意の個人番号（マイナンバー）を持ち、社会保障、税、災害対策の各分野における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保するための社会基盤です。

本市においても、マイナンバー制度の動向等に対応しながら、「ICT 利活用計画」を推進していく必要があります。

マイナンバー制度には次のようなメリットがあります。

- ・ 公平、公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況等の把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化、公正化が図られます。

- ・ 行政の効率化

社会保障、税、災害対策に係る行政事務の効率化が図られます。

- ・ 国民の利便性向上

添付書類の削減等にもとない国民の負担が軽減され、また、行政機関から国民に対しブッシュ型の行政サービスを行なうことが可能になります。

また、マイナンバー制度により普及が見込まれるマイナンバーカードの IC チップの空き領域や電子証明書を利活用した、新たな行政サービスが期待されています。

(2) 「世界最先端 IT 国家創造宣言」の策定と改定

国は、平成 25 年 6 月に世界最高水準の IT 利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とした「世界最先端 IT 国家創造宣言」を策定し、以後毎年改定しています。平成 28 年 5 月改定版では、次

の3つを重点項目として、目指すべき社会の実現に向けた取り組みを示しています。

① 国・地方のIT化・業務改革（BPR）²⁸の推進

国におけるこれまでの行政情報システム改革の取り組みを更に徹底するとともに、その成果を全国に横展開することで、国全体として、限りある財源を新たな施策（重点項目②及び③を含む。）に投資するサイクルを構築する。

② 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

IoT、人口知能などの技術の進展とともに、データの流通と利活用が、我が国の持続的な経済成長、超少子高齢社会における諸課題の解決をもたらす重要な鍵であることから、重点項目①の取り組みにより捻出された財源も活用しつつ、データの流通と利活用のための環境整備について、技術面・制度面の両面から推進する。

③ 超少子高齢社会における諸課題の解決

重点項目①及び②の取り組みを図りつつ、我が国が直面する超少子高齢社会における諸課題を解決するための具体的な取り組みとして、その実現を目指すとともに、さらに、その成果について「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開を図る。

(3) 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」の策定

総務省では、「世界最先端IT国家創造宣言」の策定を受けて、地方公共団体の電子自治体に係る取り組みを一層推進することを目的に「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を平成26年3月に策定しています。

指針では、宣言を踏まえ、マイナンバー制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題に位置づけるとともに、地方公共団体に対し、主に次の取り組みを期待しています。

- ① 社会保障・税番号（マイナンバー）制度を契機とした自治体クラウドの導入等、情報システムの効率化への取り組み
- ② オープンデータやICTの利活用を通じた住民利便性の向上への取り組み
- ③ 情報セキュリティの確保やPDCA²⁹の構築などの体制整備への取り組み

²⁸【業務改革（BPR）】既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化する観点から再構築すること。主に、コスト削減とスピードアップが鍵。

²⁹【PDCA】業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan） 実行（do） 評価（check） 改善（act）という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

3節 亀山市のこれまでの取り組みと課題

3-1 亀山市のこれまでの取り組み～情報化計画の実施状況～

本市では、これまで市の総合計画に基づき、また、社会情勢の変化やICTの進展にあわせて情報化計画を策定し、行政や地域の情報化を推進してきました。

前計画となる「亀山地域力エンパワーメントプランー亀山市IT戦略計画ー」では、地域全体を力強く発展させる「次世代まちづくり基盤」の構築を基本理念として、IT活用を推進してきました。主な成果として、議会映像インターネット配信、統合型地理情報システムの導入、亀山市史Web版の公開、戸籍の電算化などが挙げられ、この計画の多くの事業は概ね予定どおり進捗しましたが、ICTの進展にともない、新たな視点で取り組むべきものも存在します。

「ICT利活用計画」では、前計画以降の様々な環境の変化を総合的に勘案する必要があります。

3-2 亀山市におけるICTの課題

◆本市では、平成28年5月末までに市全域に「地域まちづくり協議会」が設置されました。また、全ての協議会にパソコンが配備され、インターネットを利用できるようになり、地域と行政の情報交流の活発化が可能となりました。この状況を踏まえて、地域の諸課題に対し、ICTを利活用して、地域と行政が協働したり、地域が自主・自立的に取り組む、解決できる仕組みを作り上げる必要があります。なお、インターネットの利用状況は、世代等によって差がみられることから、インターネットを利用できない方々に不利益が生じないように配慮していく必要があります。

◆市民が行政サービスの質の向上を実感できるような、マイナンバー制度やマイナンバーカードのICチップの空き領域や電子証明書を利活用した、新たな仕組みを検討する必要があります。

◆今後起こり得る大規模災害に備え、東日本大震災や熊本地震などの災害を教訓とした、地域防災をICTの側面からサポートするとともに、被災時においても、業務が継続できる仕組みを早急に作る必要があります。

◆子どもたちの「確かな学力の定着」を実現するために、ICTを活用して授業の改善を図り、授業の質を高め、学力の定着を目指すとともに、校務の効率化により教職員の事務を軽減し、子どもと向き合う時間を確保する必要があります。

- ◆ICT を取り巻く環境では、新たな情報セキュリティ上の脅威が次々と発生しており、情報モラルの向上と情報セキュリティを強化する必要があります。
- ◆職員が日々使用する行政情報システムを計画的に更新し、情報セキュリティの強化、行政事務の効率化・迅速化及び住民サービスの維持・充実を図る必要があります。
- ◆持続可能な行政運営へ変革するため、ICT を利活用して、運用コストの削減や業務体制の改革を進めていく必要があります。

第3章 基本理念とビジョン

本章では、本市のICT利活用にあたって念頭におく「基本理念」を定めています。施策の実施にあたっては、この「基本理念」に掲げる内容と整合したものとします。

また、この「基本理念」を踏まえて、各施策の体系は「基本理念」、「3つのビジョン」及び「施策の方向性」で構成するピラミッド構造とし、実施計画へつなげます。

1節 基本理念と3つのビジョン

2節 ビジョンに基づく施策の方向性

1節 基本理念と3つのビジョン

「ICT 利活用計画」は、総合計画の実現を ICT の側面から下支えするものです。

したがって、「ICT 利活用計画」の基本理念の設定にあたっては、総合計画実現に寄与するとともに、本市が抱える諸課題の解決につながるものとし、本市の ICT 利活用を新しい視点でとらえ、各施策や事業の実施を支えるものとして以下のように定義しました。

1-1 基本理念

これまで本市では、市民・事業者・団体を顧客及びパートナーとして、自己決定できる自立した「まちづくり」を目指し、様々な情報化施策に取り組んでまいりました。

一方、近年の ICT の進展にともない行政や地域のあり方が変わりつつあります。ICT をいつでも、どこでも、誰でも利活用できる場面が広がってきており、市民や地域との協働が可能となるネットワークやサービスが整備されてきています。これに加えて、オープンデータなどにより、行政データを利活用できるようになることで、これまでにない協働の創出や地域の自立的な活動への期待が膨らみます。さらには、行政データと民間事業者等が保有するデータとを融合させることにより、事業者による新たな事業展開や課題解決などが期待できます。

また、マイナンバー制度の開始にともない、行政サービスの電子化など市民や事業者へのサービスの質の向上が期待されています。

なお、これらの仕組みを活かすためには、行政においても新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、自ら新しい視点で取り組んでいくことが求められています。

「ICT 利活用計画」においては、このような状況を踏まえ、基本理念を次のとおり設定しました。

基本理念 新たな視点で“つなげる” ICT の利活用

この基本理念は、ICT をまちづくりの有効な手段と認識し、これまでにない新たな視点で利活用することで、人と人、人と組織、組織と組織、人と組織と情報など、様々な資源のつながり（ネットワーク）を生み出し、連携・協働による「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるためのものです。

また、計画の名称についても、この理念に基づき、「亀山市 ICT 利活用計画」としました。

1-2 3つのビジョン

基本理念を具体化するために、対象を3つのビジョンに区分しています。

ビジョン1 誰もが実感できる行政サービスの実現

利用者目線の発想による行政サービスを市民や事業者とともに創り、サービスの質の向上を図ります。

ビジョン2 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築

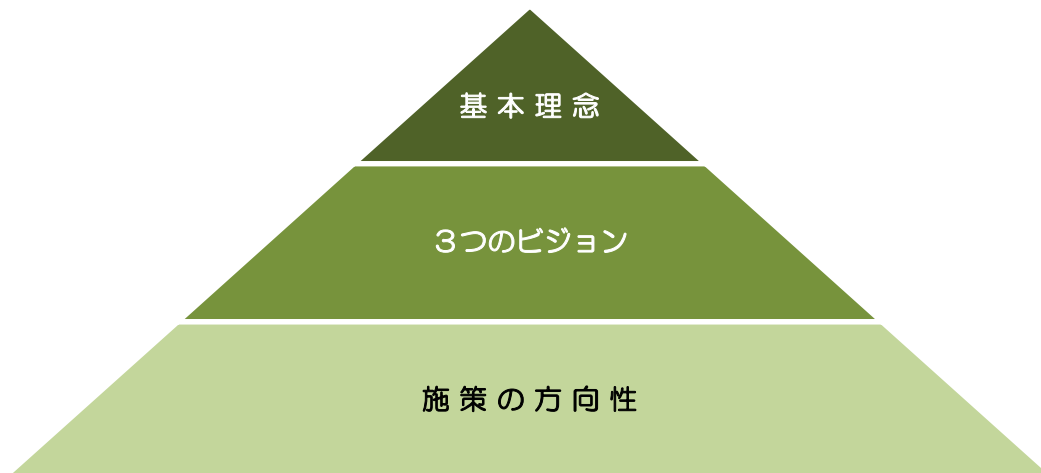
ICTの利活用により、市民や地域が自主・自立して、事業者や行政などを巻き込みながら創出する安全で活力ある地域社会を目指します。

ビジョン3 スリムで持続可能な行政運営への変革

行政運営をICTの側面から支援することが可能な、効果的かつ効率的で安全な行政基盤へ変革します。

「ICT利活用計画」では、基本理念及び3つのビジョンを踏まえて、取り組むべき施策の方向性を示した上で、実施計画の実現につなげます。

【図表】 ICT利活用計画の全体像



2節 ビジョンに基づく施策の方向性

本節では、前節において示した「3つのビジョン」に基づき、取り組むべき施策の方向性を示します。

2-1 **ビジョン1** 誰もが実感できる行政サービスの実現

(1) マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供

マイナンバーカードに搭載されている、ICチップの空き領域や公的個人認証サービスを活用し、新たな行政サービスを検討します。

(2) 子育てワンストップサービスの推進

妊娠、出産、育児等に係る子育ての負担軽減を図るため、子育て関連の申請手続きにおいて、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続きを行うことができるよう、国の動向に注視しつつ推進します。

(3) 多様な媒体を介した情報発信の充実

市民がいつでも、どこでも必要な情報を取得できるよう、多様な媒体を介した情報発信の充実を図ります。

(4) 多様な公金収納環境の整備

納税環境の充実のため、これまでのコンビニ納付に加えて、外出しなくてもパソコン等を使って、24時間いつでも納付ができる仕組みを構築します。

(5) 地域医療連携システムの整備

患者の同意に基づいて公開した診療情報を、市立医療センター・医療機関・介護施設間において情報共有できる仕組みを構築します。

2-2 **ビジョン2** 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築

(1) 行政情報オープンデータ化の推進

本市が保有するデータを、市民や地域、事業者などが利活用しやすいように機械判読に適した形で二次利用可能なルールの下、インターネットで公開します。

(2) 市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築

地域と市が連携して課題解決に取り組むため、地域まちづくり協議会と市の間、さらには各地域まちづくり協議会の間で、インターネットを通じて相互に情報交流ができる仕組みを構築します。

(3) シティプロモーション戦略の推進

本市への来訪者の増加と認知度の向上のため、シティプロモーション戦略を推進し、市の魅力が市内外で共有されるよう、情報発信を図り、移住希望者の移住・転入へつなげます。

(4) 総合的な防災情報伝達システムの構築

南海トラフ地震や巨大化する台風、集中豪雨が懸念される中、行政として迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な情報伝達システムを構築します。

2-3 **ビジョン3** スリムで持続可能な行政運営への変革

(1) 行政情報システムの安定稼働と業務改革

市が保有する行政情報システムを安定稼働させ、行政事務の効率化・迅速化の維持・充実を図るとともに、ICT を利活用した業務改革（BPR）に取り組みます。

(2) 「行政情報システム最適化指針」の適用

「行政情報システム最適化指針」（第4章参照）を定め、情報システムの統合化やクラウドコ

ンピューティング適用により、合理的で安全・安心な行政情報システムへ変革します。

(3) 学校教育における ICT 利活用の推進

子どもたちの「確かな学力」を確実に育成するため、ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業を実現し、子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、校務の効率化を図ります。

(4) 庁内ペーパーレス化の推進

ICT を利活用した、電子決裁や電子会議の仕組みを検討し、業務の効率化による人的・財政的な資源を創出します。

第4章 行政情報システム最適化指針

本章では、本市のICT利活用を推進するため、情報システムの導入や更改する際の方向性として「行政情報システム最適化指針」を示します。

実施計画の実現にあたっては、情報システムのスリム化や安全安心な運用などを示した本指針を踏まえたものとしします。

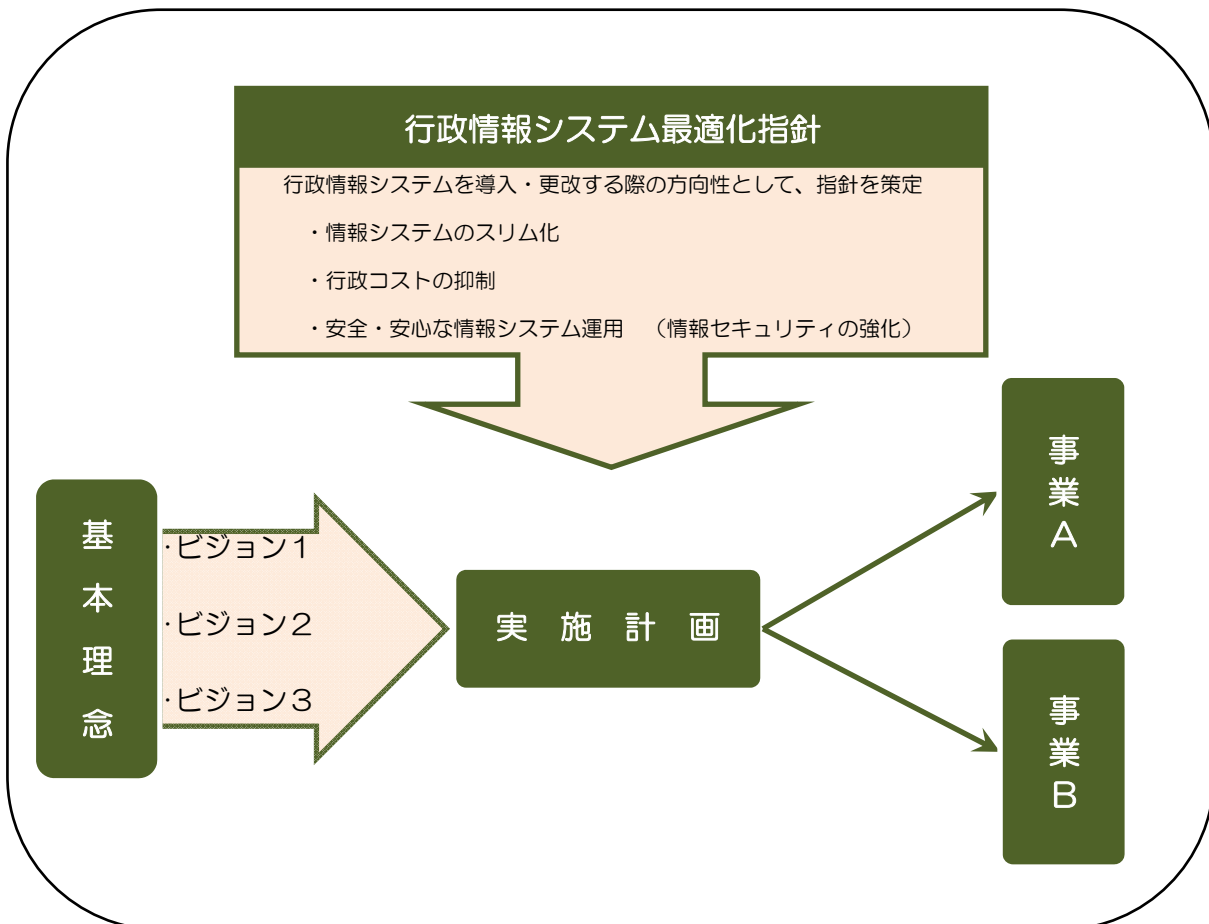
1節 行政情報システム最適化指針とは

2節 行政情報システム最適化指針

1節 行政情報システム最適化指針とは

この指針は、「ICT 利活用計画」において導入・更改する情報システムの方向性として、実施計画において計画された事業は、本指針を踏まえたものとしします。

【図表】 行政情報システム最適化指針の位置づけ



2節 行政情報システム最適化指針

本市の情報システムの最適化を推進するため、以下の2点をポイントとした指針を示します。

2-1 行政情報システム最適化指針のポイント

① 情報システムのスリム化と戦略的投資

情報システムの集約、統合、効率化などの取り組みを全庁的に行うことで、行政コストの抑制や情報システムのスリム化を図ります。また、これらの取り組みにより得られた行政コストを活用し、新たなICT利活用への戦略的な投資を行います。

② 安全・安心な情報システムの運用

情報漏えい対策や業務継続に係るセキュリティ対策を強化し、安全性を担保します。

セキュリティを確保して行政サービスを安全に提供することにより、行政サービスの質の向上につなげます。

2-2 情報システムのスリム化と戦略的投資

(1) リソース³⁰の統合

情報システムの導入や更改の際は、システムごとに個別の機器やソフトウェアを調達するのではなく、仮想化技術を有効に活用し、可能なものは、統合化されたサーバに搭載することとします。これにより、機器費用の抑制だけでなく、運用の統合による運用経費の抑制や、業務の効率化を図ります。

(2) パッケージ³¹の適用

情報システムの導入や更改の際は、パッケージ適用を優先して検討します。原則、カスタマイズを避けることで、経費の抑制、保守性の向上、制度改正などへの柔軟な対応を可能とします。

なお、調達にあたっては、従前どおりの仕様ではなく、パッケージに合わせて業務の見直しを検討することとします。

³⁰ 【リソース】 パソコンを動かすために必要な、メモリ、制御装置、ソフトウェアなどの総称。リソースはデバイスなどのハードウェアを示す場合と、フォルダやファイルなどのソフトウェアを示す場合がある。

³¹ 【パッケージ】 ITの分野では、関連する様々な要素を一つにまとめたもの、市販・出来合いの製品などの意味で使われる。

(3) クラウドファースト³²

情報システムの導入や更改の際は、クラウドコンピューティングの適用を優先して検討し、初期費用の抑制と情報セキュリティ³³の強化を図ります。

2-3 安全・安心な情報システムの運用

(1) 電子行政情報セキュリティポリシー³⁴の遵守

職員の情報セキュリティ意識と知識の向上を図るため、情報セキュリティに関する「e-ラーニング」の受講を実施します。また、専門家による最新の情報セキュリティに関する研修を定期的に行います。これらにより、電子行政情報セキュリティポリシーの理解と遵守を確実なものにします。

(2) 電子行政情報セキュリティポリシーの継続的な見直し

情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応して情報セキュリティポリシーを見直し、継続的に改定を行うことで、情報セキュリティを確保します。

(3) 安全・安心な情報システムの導入

情報セキュリティ対策は、未来への投資と認識し、情報システム導入や更改の際は、情報セキュリティの確保を第一に考えます。

また、クラウドコンピューティングを優先的に検討し、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの冗長化³⁵により、被災時等においても業務継続が可能な仕組みの確保に努めます。

³² 【クラウドファースト】 情報システムの設計や移行に際してクラウドサービスの採用を第一に検討する方針のこと。

³³ 【情報セキュリティ】 一般的には、情報の機密性、完全性、可用性を確保することと定義されている。

・ 機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること。

・ 完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。

・ 可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいいます。

³⁴ 【情報セキュリティポリシー】 企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

³⁵ 【ネットワークの冗長化】 一部の設備が故障してもサービスを継続して提供できるようにシステムを構築すること。

第5章 ICT 利活用計画の推進

本章では、ICT 利活用計画の推進組織及び体制と進捗管理の方法について示します。また、計画推進力の強化のための人材育成について示します。

1節 推進組織及び体制

2節 ICT 利活用推進のための人材育成

1 節 推進組織及び体制

1-1 推進組織

本市では、ICT 利活用施策等に対して、市民、企業及び有識者の視点から客観性をもって助言を行っていただくための行政外組織として、市民や企業の代表者と有識者等で構成された「地域情報化アドバイザー委員会」を設置しています。また、行政内組織として、情報化計画の策定、見直し及び評価等を行う「情報化推進委員会」、所属毎に1名の「情報化リーダー」、情報化リーダーの業務を補完し、指導及び助言を行うとともに情報関連施策全般に助言を行う「情報化マスター」及び情報化マスターが参考意見を求める「情報化オブザーバー」を設置しています。

「ICT 利活用計画」の推進にあたっては、それぞれの組織名称を下表のとおり変更し、行政内組織である「ICT 利活用推進委員会」及び行政外組織である「ICT 利活用アドバイザー委員会」を中心として、下表の体制を整備しています。

【図表】 ICT 利活用計画推進組織の役割

組織名称		構成メンバー	推進
行政外組織	ICT 利活用アドバイザー委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家 ・ 市民代表 ・ 企業代表 ・ 市長が必要と認める者 	計画の推進にあたり、意見・助言等を行う。
行政内組織	ICT 利活用推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長： 統括情報管理者(CIO³⁶) (企画総務部長) ・ 委員： 各部局長等 	計画の推進に係る各施策・事業の評価結果を確認し、評価結果の承認、上位への報告を行う。
	ICT マスター会議 (ICT オブザーバーを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンバー： 本市の情報担当経験者等で構成 (会議へは情報担当を経験した管理職で構成する「ICT オブザーバー」も参加可能) 	計画推進に係る意見・助言等を行う。
	ICT リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各所属に一人(所属長が推薦した者) 	計画推進にあたり、各所属の技術的支援を行う。

³⁶ 【CIO】[Chief Information Officer] 組織内の情報システムや情報の流通を統括する責任者のこと。

1-2 推進体制

「ICT 利活用計画」は、行政内組織として ICT 利活用に係る施策、事業を実施する「事業実施部署」、「ICT マスター（ICT オブザーバーを含む）」及び「ICT 利活用推進委員会」、行政外組織として「ICT 利活用アドバイザリ委員会」によって推進します。

また、ICT 利活用計画を着実に推進することと併せて、本市を取り巻く ICT の動向の急激な変化等に対応するため、専任の担当部署を設置するなど、組織の見直しを図るとともに ICT に精通した専門職の配置を検討し、ICT ガバナンス³⁷の確立に努めます。

1-3 進捗管理

本市においては、ICT 利活用計画を着実に推進し、社会情勢の変化等に柔軟に対応していくために、各施策、事業の進捗状況や成果等を評価した上、必要に応じて改善していく必要があると考えています。よって、PDCA サイクルを効果的に運用し、別途定める「実施計画」に基づいて、各施策、事業の進捗状況を把握し、必要があれば改善を図っていきます。

PDCA サイクル



³⁷ 【ICT ガバナンス】組織の戦略目標を実現するために必要な情報システムを適切に計画・設計・調達・運用・見直すこと。

2節 ICT 利活用推進のための人材育成

ICT 利活用を推進するためには、ICT の特性を理解し、効果的に利活用することができる人材を育成することが必要になります。

本市では、そのような状況を踏まえて、職員それぞれの ICT 利活用スキルの必要性から、職員のスキルにあわせた段階的な ICT 利活用研修を実施します。

また、地方公共団体情報システム機構が実施している、「e-ラーニング」を積極的に活用し、職員全体の ICT リテラシーの向上を図ります。

さらに、職員の情報処理技術者試験³⁸の受験を勧奨し、ICT 利活用計画推進の核となる人材を育成します。

³⁸【情報処理技術者試験】「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している国家試験のこと。

亀山市 ICT 利活用計画

[平成29年4月]

発行 亀山市

編集 亀山市企画総務部人事情報室

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

☎0595-84-5032 FAX0595-82-9955

e-mail : jinji@city.kameyama.mie.jp